

村上市監査委員公表第1号

令和7年度

村上市財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和8年2月24日

村上市監査委員

宍戸 由喜夫

長谷川 孝

令和7年度 村上市財政援助団体監査結果報告書

1 監査の期間

令和7年9月26日～令和8年2月4日

2 監査実施団体及び期日

令和6年度に交付した補助金、交付金、負担金の被補助団体を対象とし、次の団体について監査を実施した。(法令によるものや、他の地方公共団体等を含めて構成している団体への負担金を除く。)

監査実施団体（補助金等の名称）	書類監査・聴取 実施期日
社会福祉法人村上市社会福祉協議会 (社会福祉法人村上市社会福祉協議会補助金)	11月26日
一般社団法人村上市観光協会 (村上市観光協会誘客事業補助金)	
村上市有害鳥獣被害防止対策協議会 (有害鳥獣被害防止対策協議会負担金)	

3 監査の場所

村上市役所 監査委員室

4 監査の方法

令和6年度に財政援助をした団体について、資料を所管課から提出させた。補助金等交付件数は、補助金及び交付金が582件、負担金は21件であった。この中から補助金2件、負担金1件を抽出し、監査を実施した。

監査の内容は、村上市補助金等交付規則による交付申請及び事業実績報告等の事務処理が適正に行われ、かつ補助金等が交付目的に沿って適正に支出されているかなどについて、関係書類の点検を行い、所管課職員から業務内容等の説明を受けた。

監査に際しては、村上市監査基準に準拠して行った。

5 監査の結果

(1) 共通事項

○補助金等の申請等について

各団体とも、補助金等の交付申請書及び事業実績報告書等の関係書類は、村上市補助金等交付規則に定められたとおり、概ね適正に事務処理が行われていた。

(2) 個別事項

○社会福祉法人村上市社会福祉協議会補助金

通所介護事業の厳しい経営環境により、職員人件費の賞与が削減されている状況から、経営改善に必要な対策を講じ、必要な支援の検討を進めていただきたい。

○村上市観光協会誘客事業補助金

観光パンフレットなどの印刷業務の大半が、ネット印刷業者へ発注しており、地域経済の活性化の観点から、地元企業への受注機会の増大に努めていただきたい。

○有害鳥獣被害防止対策協議会負担金

緊急捕獲事業支援金において、請求捕獲数の重複申請により、過払い金を返納させる処理が見受けられた。

今後は、申請団体、協議会の双方において、適正な請求捕獲数を確認し、二重請求とならないよう再発防止に努めていただきたい。